

小山町中小企業等応援金のご案内

令和3年8月8日以降に適用されたまん延防止等重点措置及び緊急事態措置に伴う、飲食店への休業・時短要請及び終日酒類の提供停止要請並びに不要不急の外出自粛等(以下「要請等」という。)の影響を受けた町内中小企業等の事業継続を支援するため、売上が減少した中小企業等に対し、応援金を支給します。

◆ 給付額 【一般枠】 **最大10万円**
【酒類事業者枠】 **最大60万円**

1. 対象となる事業者

【一般枠】 ①飲食店への時短要請の影響を受けているもの

②外出自粛等の影響を受けているもの

【酒類事業者枠】 酒類の提供停止要請に応じた飲食店との取引により影響を受けている酒類製造・販売事業者

※詳しくは裏面を御参照ください。

2. 支給の要件

【一般枠】 2021年8月の売上が、2020年又は2019年8月と比較して30%以上減少していること ※9月の売上についても同様

【酒類事業者枠】 ①2021年の対象月の売上が、2020年又は2019年の対象月と比較して30%以上減少していること

②対象月及び前月の売上が2か月連続して15%以上減少していること

※対象月は8月、9月

3. 申請方法 以下の資料を準備の上、小山町商工観光課へ提出

(1) 小山町中小企業等応援金交付申請書(様式第1号)

(2) 静岡県中小企業等応援金交付決定通知兼確定通知書の写し又は国の月次支援金交付決定通知書の写し

(3) 請求書(様式第4号) ※通帳の内面のコピーを添付

※感染拡大防止のため、なるべく郵送で申請してください。

※確認のため、後日上記以外の書類を求める場合があります。

4. 申請受付期間

令和3年11月1日(月)～令和4年2月28日(月)まで

【申請・問い合わせ先】

小山町役場商工観光課

〒410-1395 小山町藤曲57-2 (本庁舎2階)

電話: 0550-76-6114 FAX: 0550-76-2795

小山町中小企業等応援金 対象事業者・要件・給付金額

5. 対象事業者の例

【一般枠】

時短営業する飲食店の影響	外出自粛等の影響
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; background-color: #fff9c4; display: inline-block;"> 飲食店と直接・間接的に取引がある事業者 </div>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; background-color: #fff9c4; display: inline-block;"> 対面で個人向けに商品・サービスを提供する事業者 </div>
<ul style="list-style-type: none"> ○食品加工・製造事業者 惣菜製造業者、水産・飲料加工業者等 ○器具・備品事業者 食器・調理器具等を販売する事業者等 ○サービス事業者 接客サービス業者、清掃業者、広告事業者等 ○流通関連事業者 業務スーパー、問屋、農協・漁協、運送等 ○飲食品・器具・備品等の生産者 農業者、漁業者、器具・備品製造業者等 	<ul style="list-style-type: none"> ○旅行関連事業者 飲食店・喫茶店、ホテル・旅館、タクシー・バス、文化・娯楽サービス業者（美術館、動物園等）、小売事業者（土産物販等）等 ○その他事業者 文化・娯楽サービス業者（映画館、カラオケ等）、小売事業者（雑貨店、アパレル等）、対人サービス業者（理美容、クリーニング、結婚式場、運転代行業等）等 ○上記事業者へ商品・サービス提供する事業者 食品・加工製造業者、清掃業者、業務委託契約しているタクシードライバー・バスガイド・イベント出演者、広告事業者、ソフトウェア事業者等

【酒類事業者枠】

以下のすべてに該当する酒類販売事業者等

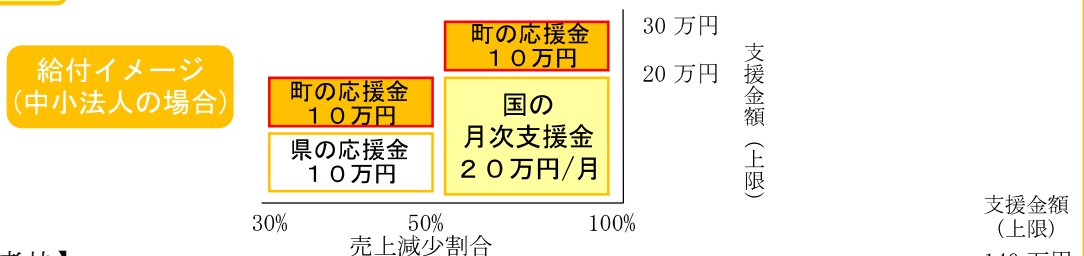
- ①小山町に本店又は主たる事務所を有する中小法人等又は個人事業者であること
- ②酒類製造免許、酒類卸売業免許又は酒類小売業免許のいずれかを取得していること
- ③②の免許に係る事業を行っており、今後も当該事業を継続する意思があること
- ④静岡県に適用された緊急事態措置やまん延防止等重点措置に伴い、飲食店へ酒類の提供を行わないことや休業を要請したことで、直接・間接の影響を受けていること
- ⑤静岡県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金の支給対象となっていないこと

6. 交付金額

【一般枠】 売上減少額又は給付上限額のいずれか低い方

売上減少額 [2020年又は2019年8月(9月)の売上] - [2021年8月(9月)の売上]

給付上限額 中小法人 上限 **10万円** 個人事業者 上限 **5万円**



【酒類事業者枠】

売上減少割合	中小法人等	個人事業者
30%以上 50%未満	20万円	10万円
50%以上 70%未満	20万円	10万円
70%以上 90%未満	40万円	20万円
90%以上	60万円	30万円

